

当センターでは、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) (平成20年厚生労働省告示第153号による一部改正)」に対応した検査を実施しています。

おもちゃ又はその原材料の規格

1. うつし絵		
溶出試験	重金属	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ヒ素	0.1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
2. 折り紙		
溶出試験	重金属	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ヒ素	0.1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
3. ゴム製おしゃぶり		
材質試験	カドミウム及び鉛	各10 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
溶出試験	重金属	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	蒸発残留物	40 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くしてはならない
	亜鉛	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
4. おもちゃの塗膜		
溶出試験	ヒ素	25 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	カドミウム	75 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	鉛	90 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
5. ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜		
溶出試験	蒸発残留物	50 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	過マンガン酸カリウム消費量	50 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ヒ素	25 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	カドミウム	75 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
	鉛	90 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下
6. ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分 (塗膜を除く)		
材質試験	フタル酸ビス(2-エチル)	使用してはならない(0.1%以下 2)
	フタル酸ジイソニル 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃに限る	使用してはならない(0.1%以下 2) 2 平成14年食基発第0802001号
溶出試験	重金属	1 g/ml 以下
	蒸発残留物	50 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	過マンガン酸カリウム消費量	50 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ヒ素	0.1 g/ml 以下
	カドミウム	0.5 g/ml 以下
7. ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分 (塗膜を除く)		
溶出試験	重金属	1 g/ml 以下
	蒸発残留物	30 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下
	ヒ素	0.1 g/ml 以下
8. 金属製のアクセサリ玩具		
	鉛	90 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下

おもちゃの製造基準

溶出試験	着色料	着色料の溶出が認められてはならない
	食品許可内外タール系色素 着色料が溶出した時の確認試験	化学合成品たる着色料を使用する場合は食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、着色料の溶出試験に適合する場合は、この限りではない。

当センターは、玩具安全基準（ST基準）の塗膜（PVC 塗膜を含む）の金属8元素試験の分析に対応していません。

ST 基準検査の指定検査機関ではありません。

検査の内容（検査期間や検体量など）について質問やご不明な点がございましたら、ご連絡を下さい。 宜しく願いいたします。

財団法人北九州生活科学センター

TEL 093-881-8282